

公衆電話機能における事業法110条に規定する負担金に係る加算料の算定根拠

(平成28年度の精算用料金)

1. 料金額

区分	料金額
公衆電話発信機能に係る加算料 (円／秒)	0.00081396
ディジタル公衆電話発信機能に係る加算料 (円／秒)	0.00053219

2. 料金額の算定根拠

	公衆電話発信機能	ディジタル公衆電話 発信機能
① 平成28年度の各機能に係る電気通信番号数 (平成28年4月～平成28年6月各月末計)	(台) 211,406	116,986
(a) 下記以外	(台) 113,915	116,986
(b) 特設公衆電話台数	(台) 97,491	0
② 合算番号単価 (平成28年4月～平成28年6月各月末計)	(円) 2	2
①' 平成28年度の各機能に係る電気通信番号数 (平成28年7月～平成28年12月各月末計)	(台) 434,678	225,586
(a) 下記以外	(台) 222,067	225,586
(b) 特設公衆電話台数	(台) 212,611	0
②' 合算番号単価 (平成28年7月～平成28年12月各月末計)	(円) 3	3
①'' 平成28年度の各機能に係る電気通信番号数 (平成29年1月～平成29年3月各月末計)	(台) 228,413	106,618
(a) 下記以外	(台) 109,737	106,618
(b) 特設公衆電話台数	(台) 118,676	0
②'' 合算番号単価 (平成29年1月～平成29年3月各月末計)	(円) 2	2

(③)各機能における事業法110条に規定する負担金の額 ((a)+(b-2))	(円)	1, 485, 641	1, 821, 997
(a) (b)以外に係る負担金の額 (①(a)×②)+(①'(a)×②')+①''(a)×②'''	(円)	1, 113, 505	1, 123, 966
(b-1) 特設公衆電話に係る負担金の額 (①(b)×②)+①'(b)×②')+①''(b)×②'''	(円)	1, 070, 167	0
(b-2) 特設公衆電話に係る負担金の額 (b-1)について、公衆電話発信機能とデジタル公衆電話発信機能の間の負担割合を④の比率で按分。)	(円)	372, 136	698, 031
④ 平成28年度の算定対象需要実績 (千時間)		507	951
⑤ 1秒当たり料金額 (③/④)	(円/秒)	0. 00081396	0. 00053219

※番号単価は基礎的電気通信役務支援機関の公表値